

開示請求手数料の納付について

開示請求には、1件につき300円の手数料(開示請求手数料)が必要です。現金で直接お支払い頂くか、郵送等で申し込む場合は、郵便局にて振込をし、払込取扱票の領収書の写しを同封のうえ、開示請求してください。

また、開示が決定され、開示の実施を申し出る場合も同様となります。

【払込先】口座番号 02220-6-39748

加入者名 国立大学法人宮城教育大学

【記入事項】

- (1)金額、
- (2)請求者の郵便番号及び住所、
- (3)請求者氏名、
- (4)「開示請求手数料」もしくは「開示実施手数料(宮教大企第〇〇号)」と通信欄へ記入して下さい。

「国立大学法人宮城教育大学情報公開取扱要項 抜粋」

(手数料)

第9条 法第17条第1項及び第2項の規定により手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書一件につき 300 円

二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が 300 円(次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからニまでに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。)は、当該基本額から 300 円を減じた額とする。

イ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合(ロに掲げる場合を除く。)

当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)

ロ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合

開示請求手数料相当額のうち本法人が負担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300 円のうち本法人が負担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額

ニ 法第13条第1項の規定に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 300 円のうち本法人が負担するものとして当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求書を一の開示請求によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(開示実施手数料の減額等)

第10条 本法人は、前条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、法第17条第3項の規定により、開示請求一件につき二千円を限度として、開示実施手数料を減額又は免除することができる。この場合、学長は、必要に応じて経営企画室の意見を求めるものとする。

一 開示を受ける者から別紙第10号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申出があったとき。

二 開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。